

07.44

中小企業地域資源活用促進法の規定による
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

中小企業地域資源活用促進法において規定する、主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）であるときは、その事業の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される^{注1}（[中小企業地域資源活用促進法14条1項、2項](#)、[中小企業地域資源活用促進法施行令3条2項、4条2項](#)）。

2. 申請書に添付する証明書と確認する要件

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（[中小企業地域資源活用促進法施行令3条1項、4条1項](#)）。

「表」

要件	添付書類
(1) 認定地域産業資源活用事業者であること	申請に係る地域団体商標が、認定地域産業資源活用商品等であることを証する書面及び認定計画の写し
(2) 認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録の出願手数料、設定登録料又は更新登録料であること	
(3) 認定計画の実施期間内に出願されたもの、登録を受けたもの又は更新登録の申請がされたものであること	

(新規平成27・8)

^{注1} 当該軽減措置は、改正後の中小企業地域資源活用促進法の施行後に認定（第6条第1項）又は変更の認定（第7条第1項）を受けた地域産業資源活用事業計画に従つ

て行われる地域産業資源活用事業について適用する（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条）。